3　訴状審査と訴状審査票

(1)　訴状審査と裁判長・書記官の役割

訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければなりません（民訴133①）。訴えの要件（訴訟要件等）の審査権は裁判所にありますが（民訴140・141）、このうち訴え提起の方式に関する訴状審査権は裁判長（単独事件にあっては裁判官）にあります（民訴137）。訴状の記載事項の判断や手数料の納付の判断は定型的で容易に判断できるものなので、裁判長にその判断を委ねて手続の簡易化を図る趣旨です。そして、訴状審査における裁判長の役割は、適式な訴状として期日指定し手続を進行させることができるか、あるいは補正が必要か検討し、不備等があれば、補正が可能か、移送決定を行うか、補正の促しを行うか、補正命令を発するかなど、訴状の内容に応じた進行について判断することです。

この裁判長の訴状審査権は、訴状送達までと解されます。送達後、すなわち訴訟係属後は、裁判所の権限となり、裁判長が訴状の記載要件等を看過した場合は、裁判所の権限で処理することになります。また、訴訟要件の適法性審査権（民訴140参照）も裁判所にあります。

書記官は、訴状の受付事務に付随して、裁判所又は裁判長の審査権の適切な行使を補助・補佐する事務として、訴状の記載事項やその内容を調査し、不備等がある場合にその補正を促す（民訴規56）などの事務を行います。訴訟の初期の段階で、その進行にとって阻害原因となる問題点を解消し必要事項の補完を行うことが、審理の充実及び迅速な遂行に役立つのです（裁判所職員総合研修所監修『民事実務講義案Ⅰ（五訂版）』15頁（司法協会、平成28年））。

もう少し具体的に書記官の役割を述べると、「訴状」として受け付けることが可能か、そのまま期日指定し訴状副本と期日呼出状を送達し手続を進行させることができるか、移送の可能性や補正事項の有無、

要否を調査します。そして、不備等があれば、その内容を明らかにし、補正が可能か、移送決定を行うか、補正の促しを行うか、補正命令を発するかなど、訴状の内容に応じた進行につなげるために訴状を振り分けます。こうした書記官の役割は、手続の進行促進及び適正確保を目的としているだけではなく、裁判所が行う訴訟要件の適法性審査権の行使や移送決定、訴え却下判決等の裁判が適正・適切に行われるように、また裁判長が行う訴状審査権の行使が適正・適切に行われるように、裁判所・裁判長の判断補助の目的も有するということができます。

(2) 訴状審査事項と訴状審査票

ア 訴状審査事項

訴状審査事項は、①訴状記載事項、②附属書類（添付書類）、③訴額と訴え提起手数料（収入印紙額）、④送達費用、⑤管轄、⑥出訴期間、⑦その他（秘匿事項や配慮を要する事項、その他参考事項）です。

（ア） 訴状記載事項

前述の訴状記載事項に不備がないかを添付書類と照合しながら確認・点検します。特に、「請求の趣旨」と「請求の原因」については欠席判決が可能かどうかという観点から確認・点検します。また、給付訴訟であれば請求認容の場合に強制執行できるか、登記・登録関係訴訟であれば登記・登録できるかという観点から確認・点検します。具体例を挙げると次のとおりです。

a 請求の趣旨

・当事者複数の場合、「原告ら」「被告ら」というように「ら」があるか、「連帯して」の文言があるか。
・附帯請求の起算日は正確か。
・物件目録、登記目録は登記記録と一致するか。
・図面による特定は正確か。

【７】　訴状審査における「訴訟物の価額・評価証明書・印紙」の確認は

Q　訴状審査において確認される事項として「手数料の納付」が掲げられていますが、その前提となる「訴訟物の価額」、不動産訴訟等の場合にその算定の基礎となる「評価証明書」はどのようにチェックされるのでしょうか。

また、「手数料の納付」を証明する「印紙」とはどのようなものでしょうか。

A　まず、「訴訟物の価額」は、「訴訟物の価額の算定基準について」（昭31・12・12民甲412民事局長通知）（以下「民事局長通知」といいます。）に基づいて、算定されます。その際の基礎資料が訴訟物の本来の価額を証明する「評価証明書」ですので、当該目的物の「評価証明書」であるか、その評価がされているか、また評価に対応した金額になっているか、評価年度又は評価日が確認されます。

また、「手数料」は、「訴訟物の価額」を基に民事訴訟費用等に関する法律に当てはめて算定されるものです。

この算定された「手数料」を裁判所に払い込むために用いられるのが「印紙」です。

つまり、訴状審査の対象である「手数料の納付」を確認するために、「訴訟物の価額」「評価証明書」「印紙」が確認されます。

訴状審査の着眼点

1　「評価証明書」が、専門家若しくは公的機関により評価されたものであるか

2　「訴訟物の価額」が民事局長通知に基づき算定されているか

3　「印紙」が、民事訴訟費用等に関する法律により算定された額に応じて貼付されているか

解　説

1　専門家若しくは公的機関により評価されたことを示す「評価証明書」か

訴訟物の価額の前提となる目的物の価額を疎明するために用いられる「評価証明書」（疎明方法等）としては、次のようなものがあります。

目的物	評価証明書（疎明方法等）
不動産（土地）	固定資産評価証明書 固定資産評価額がないものは、第三者の取引価格証明書 取引価格も明らかでないものは、近隣又は類似土地の固定資産評価証明書
不動産（建物）	固定資産評価証明書 固定資産評価額がないものは、「新築建物課税標準価格認定基準表」及び「経年減価補正率表」
動産（建設機械、備品等、地方税法341条4号の償却資産を含みます。）	固定資産評価証明書 固定資産評価額のないものは、第三者による取引価格や購入価格証明書等（この証明が難しい場合は、原告の申出価格を記載した上申書等）

なお、目的物の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、その価額は140万円を超えるものとみなされます（民訴8②）。

2　「訴訟物の価額」が民事局長通知に基づき算定されているか

訴訟物の価額は、目的物の価額を前提として、民事局長通知に基づき算定されます。

訴えの種類・目的	訴額の算定方法
確認の訴え	
所有権	目的物の価額全額
占有権	目的物の価額の3分の1
地上権、永小作権、賃借権	目的物の価額の2分の1
地役権	承役地の物の価額の3分の1
形成の訴え	
詐害行為取消	原告の債権の金額 ただし、取り消される法律行為の目的の価額の方が低額である場合はその価額
境界確定	係争地域の物の価額
給付の訴え	
金銭の支払	請求金額 ただし、将来の給付を求めるものは、請求金額から中間利息を控除した金額
不動産の明渡し・動産の引渡し	所有権、地上権、永小作権、賃借権（使用借権を含みます。）又は賃貸借契約の解除等に基づく場合……目的物の価額の2分の1 占有権に基づく場合……目的物の価額の3分の1
登記関係の訴え	
所有権移転登記	目的物の価額の全額

担保物権設定・移転登記	優先順位の担保物権がない場合、被担保債権の金額であるが、目的物の価額が被担保債権の金額に達しないときは、物の価額

ただし、上記のうち、土地を目的とする訴訟については平成6年4月1日から当分の間、固定資産評価額に2分の1を乗じて計算した金額を基準とします（平6・3・28民二79民事局長通知）。例えば、所有権に基づく建物収去土地明渡請求の場合、土地の固定資産評価額×2分の1×2分の1と計算されます（建物収去については土地明渡しの手段ですから、独立した請求権として計算する必要はありません。）。

3　「印紙」が民事訴訟費用等に関する法律により算定された額に応じて貼付されているか

「印紙」とは、訴訟物の価額に応じた手数料としての収入印紙をいいます。訴訟物の価額と手数料の関係については、民事訴訟費用等に関する法律により定められており、訴訟物の価額に応じ、きちんと算定されているか否か、また訴状に印紙が貼付されているかが確認されます（民訴費3①・8本文）。

ただし、納付する手数料の額が100万円を超える場合には、現金で納付することができます（民訴費8ただし書、民訴費規4の2①）が、実務ではあまり利用されていません。

なお、民事訴訟費用等に関する法律5条に手数料を納めたものとみなす場合が規定されていますので、これに該当する場合には印紙の貼付は必要ありません。

書式例

○訴状（手数料の納付）

収入
印紙

訴　　状

○○請求事件
　訴訟物の価額　　○○○万円
　ちょう用印紙額　○万○○○○円

附　属　書　類

1　評価証明書（固定資産評価証明書）　　1通

【45】　賃貸借契約の解除に基づく建物明渡等請求訴訟における訴状審査のポイントは

Q　賃借人が賃料不払のまま行方不明となっているため、訴状中で賃貸借契約を解除する建物明渡等請求訴訟の訴状を作成し、裁判所に提出しようと思いますが、訴状審査においてどのようなことが審査（点検）されるのでしょうか。

A　契約解除に基づく建物明渡等請求訴訟においては、「契約成立の事実」と「契約解除の事実」は、請求を特定するために必要な事実ですので、必ず審査（点検）されます。

賃貸借契約の解除を訴状中で行う場合、その旨の意思表示の記載、例えば「本訴状をもって、本件賃貸借契約を解除する。」といった記載がなされているかが審査（点検）されます。また、賃料不払があっても、特段の事情がない限り、無催告で解除することはできません（最判昭35・6・28民集14・8・1547）。そこで、賃借人の背信性を主張立証する必要がありますので、その記載があるかも審査（点検）されます。

なお、相手方が行方不明の場合、公示送達の申立書及び相手方の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないことの証明資料が提出されているかも審査されます。

訴状審査の着眼点

記載事項	1　「請求の趣旨」として、対象の建物が特定され、建物の明渡しを求める旨が記載されているか 2　「請求の原因」として、賃貸借契約成立の事実と同契約解除の事実が記載されているか。また、無催告解

	除を認める程度の背信的行為と認めるに足りる特段の事情が記載されているか 3　証拠として、建物の登記簿謄本（登記事項証明書）、建物賃貸借契約書や賃貸人に対する背信的行為と認めるに足りる特段の事情に関する証拠が提出されているか
手 数 料	4　「訴訟物の価額」が、目的たる物の価格の2分の1となっているか 5　「ちょう用印紙額」が、民事訴訟費用等に関する法律に基づき算出され、また印紙が貼付されているか

解　説

1　「請求の趣旨」として、対象の建物が特定され、建物の明渡しを求める旨が記載されているか

「請求の趣旨」については、明渡しを求める建物が特定され、その建物の明渡しを求める旨が記載されているか審査されます。また、建物の表示について物件目録を引用している場合は、物件目録が添付されているかが確認されます。物件目録における建物の特定方法については、前掲【43】の1を参照してください。

請 求 の 趣 旨

1　被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物を明け渡せ。
2　被告は、原告に対し、○○万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
3　被告は、原告に対し、平成○年○月○日から第1項の明渡し済みに至るまで、1か月○万円の割合による金員を支払え。

物　件　目　録

所　　在　　○○市○○町○丁目○番地
家屋番号　　○番○
種　　類　　居宅
構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床　面　積　　1階　○○．○○平方メートル
　　2階　○○．○○平方メートル
上記のうち1階部分

以　上

なお、建物の明渡しを求める申立てをする場合には、原則として建物の表示のみを記載すれば足り、敷地を記載する必要はありません。請求の趣旨の2項は確定した未払賃料及び附帯請求で、同3項は平成○年○月○日から訴状送達の日までの未払賃料と解除後の賃料相当損害金の請求です。

2　「請求の原因」として、賃貸借契約成立の事実と同契約解除の事実が記載されているか。また、無催告解除を認める程度の背信的行為と認めるに足りる特段の事情が記載されているか

賃料不払を原因とする賃貸借契約の解除に基づく建物明渡請求の要件事実は、次のとおりです。

①　賃貸借契約の成立

②　①に基づく賃借人への建物の引渡し

③　一定期間の経過

④　民法614条所定の支払時期の経過（前払特約がある場合は④に代えて、「特約の締結」、「支払時期の経過」が要件事実）

⑤　支払時期が経過した賃料の催告

⑥　催告期間の経過（⑤で催告期間の主張をしない場合は、「相当期間の経過」）

⑦　解除の意思表示

このように、賃貸借契約解除に基づく建物明渡請求訴訟においては、「賃貸借契約成立の事実」と「同契約解除の事実」は、要件事実であり請求を特定するために必要な事実ですので、この点が必ず審査（点検）されます。

「賃貸借契約成立の事実」については、後記記載例のとおり、賃貸人・賃借人、契約日、対象物件、賃貸借期間、賃料と支払方法、特約があれば特約を記載し、当該物件を引き渡した事実を記載します。

また、上記のとおり、賃料不払により賃貸借契約を解除する場合には、特段の事情がない限り、解除の意思表示に先立って、民法541条に基づいて催告をする必要がありますが、賃借人に背信的行為と認めるに足りる特段の事情があれば無催告で解除することができると解されています（岡口基一『要件事実マニュアル民法2（第4版）』300頁（ぎょうせい、平成26年））。

なお、民法の一部を改正する法律（平成29年法律44号）による改正後の民法541条（平成32年4月1日施行）では、判例を踏まえ、契約及び取引通念に照らして不履行が軽微であるときは解除することができない旨明文化されている点に留意する必要があります。

本設問の場合、催告せずに解除をするために、特段の事情を主張する必要があり、次のような記載をする必要があります。記載例では、賃料の長期未払、賃借人の行方不明を挙げています。

請 求 の 原 因

1　原告は、被告に対し、平成○年○月○日、次の約定で、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）（甲第1号証）を賃貸し（以下「本件賃貸借契約」という。）、同日、引き渡した（甲第2号証）。

(1)　期間　定めなし

(2)　賃料　1か月○万円

(3)　毎月末日限り翌月分の賃料を支払う。

2　被告は、平成○年○月分までの賃料は支払ったが、以後現在まで、同年○月分からの賃料の支払をしない（平成○年○月分から平成○年○月分までの未払賃料合計○○万円）（甲第3号証）。

3　原告は、未払賃料の催促をするため、平成○年○月○日以降、何度も被告に電話したが出てもらえず、そのうち同電話は使われなくなった。原告は、平成○年○月○日、本件建物に赴いたが、既に被告が住んでいないことが判明し（甲第4号証、甲第5号証）、その頃から被告は行方不明となっている。

以上のとおり、被告は、原告に何ら連絡することなく行方不明となっているものであり、また賃料不払も長期にわたっている。

4　そこで、原告は、被告に対し、この訴状の送達をもって、賃料不払を理由として、本件賃貸借契約を解除する旨の意思表示をする。

5　よって、原告は、被告に対し、本件賃貸借契約の解除に基づき、本件建物の明渡しを求めるとともに、未払賃料○○万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金並びに平成○年○月○日から明渡し済みに至るまで、1か月○万円の割合による未払賃料及び賃料相当損害金の支払を求める。

証　拠　方　法

1　甲第1号証　建物登記簿謄本

2　甲第2号証　建物賃貸借契約書

3　甲第3号証　預金通帳

4　甲第4号証　陳述書
5　甲第5号証　現地調査報告書

記載例の請求の原因1項には、要件事実のうち①賃貸借契約の成立、②賃貸借契約に基づく被告への建物の引渡しを記載しています。実務上①と②を併せて、「貸し渡した」とか「賃貸した」と表現する例があります（大島明『書式民事訴訟の実務（全訂10版）』238頁（民事法研究会、平成29年））。

請求の原因5項中の、未払賃料に対する遅延損害金の利率を、民法所定の年5分（民404）としていますが、民法の一部を改正する法律（平成29年法律44号）の施行後は年3パーセントになります（民404②）。その後、市中の金利の変動に合わせて3年ごとに見直されます（民404③～⑤）（平成32年4月1日施行）。

3　証拠として、建物の登記簿謄本（登記事項証明書）、建物賃貸借契約書や賃貸人に対する背信的行為と認めるに足りる特段の事情に関する証拠が提出されているか

本設問は、不動産（建物）に関する事件なので、建物の登記簿謄本（登記事項証明書）（民訴規55①一）、重要な書証である建物賃貸借契約書（民訴規55②）が添付されているかが審査されます。

また、特段の事情としての、「賃料の長期未払」の証拠としては、賃料が入金になっている通帳や賃料を手渡ししている場合の賃料の授受に関する台帳、「賃借人の行方不明」の証拠としては、住民票写し、戸籍の附票謄本、市町村の住民登録がない旨の証明書、弁護士法23条の2による照会書及びその回答書、当事者又はその補助者の調査報告書、住所が記載された契約書等、民生委員、近隣者の所在不明証明書（陳述書）、近親者の所在不明証明書（陳述書）等が考えられます（裁判所職

員総合研修所『民事訴訟関係書類の送達実務の研究－新訂－』184頁（司法協会、平成18年））。

なお、不出頭の当事者が公示送達によって呼出しを受けた場合には、擬制自白は成立せず（民訴159③ただし書）、相手方は、その主張事実を否認された場合と同様に、立証をしなければなりません。したがって、建物の登記簿謄本（登記事項証明書）、建物賃貸借契約書、通帳写し、現地調査報告書など、主張事実ごとに漏れなく提出する必要があります。

4　「訴訟物の価額」が、目的たる物の価格の2分の1となっているか

本設問は賃貸借契約の解除等による場合であり、訴訟物の価額は目的物の価額の2分の1となります（昭31・12・12民甲412民事局長通知　7(4)）。目的物の価額は、原則として固定資産評価額（昭31・12・12民甲412民事局長通知　1）によります。目的物が建物であるため、土地の場合のように、2分の1に減額されることはありません（平6・3・28民二79民事局長通知）。具体的な算定方法は、「建物の評価額（目的たる物の価格）÷床面積×専有面積×1／2」となります。

5　「ちょう用印紙額」が、民事訴訟費用等に関する法律に基づき算出され、また印紙が貼付されているか

訴訟物の価額により、手数料の額が決まってきますので、4により算出した訴訟物の価額に対し、民事訴訟費用等に関する法律別表第1の1項により導き出される手数料額に相当する印紙を貼付しなければなりません（民訴費3①・8本文）。